

令和2年2月近江八幡市教育委員会定例会(要旨)

1. 開催日時 令和2年2月27日(木) 午前9時28分～11時25分

2. 開催場所 水道事業所3階 A・B 会議室

3. 出席委員

教育長	日岡 昇
教育長職務代理者	久家 昌代
委員	八耳 哲也
委員	安倍 映子
委員	西田 佳成

4. 事務局出席者

教育部長	小林 一代
教育部次長兼学校教育課長	野瀬 準子
教育総務課長	秋山 直人
生涯学習課長	村井 孝一郎
近江八幡図書館長兼安土図書館長	奥村 恭代
学校給食センター長	嶋川 明夫
生涯スポーツ課長	太田 明文
総合政策部次長兼文化観光課長	濱本 浩
子ども健康部次長兼幼児課長	木村 辰之
学校教育課指導主事	遠藤 彰
教育総務課長補佐	畑 明宏
教育総務課副主幹	澤 千央

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議案】

- 議題21号 近江八幡市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議題22号 近江八幡市適応指導教室事業実施要項の一部改正について

- 議題23号 近江八幡市ホームスタディ事業実施要項の一部改正について
- 議題24号 近江八幡市立健康ふれあい公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議題25号 近江八幡市立健康ふれあい公園の管理運営に関する要綱の一部改正について
- 議題26号 令和2年度予定の近江八幡市文化財保護事業について近江八幡市文化財保護審議会に意見を求めることについて
- 議題27号 県費負担教職員の任免に係る内申について(非公開)

【協議事項】

- 令和2年度近江八幡市教育行政基本方針及び重点施策について(非公開)
- 近江八幡市通級指導教室の設置等に関する要綱の制定について
- 近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業について
- 令和2年度図書館休館日について

【報告事項】

- 近江八幡市教職員働き方改革について
- 「令和元年度近江八幡市子ども文化芸術賞」受賞者・受賞団体について

7. 議事の経過

(1) 開 会(日程確認)

- ・教育長が2月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・追加1件及び訂正1件について

追加

- 議題27号 県費負担教職員の任免に係る内申について

訂正

- 議題26号 文化財保護審議会の諮問について

→令和2年度予定の近江八幡市文化財保護事業について近江八幡市文化財保護審議会に意見を求めることについて

- ・議第27号は日程の最後、報告事項の後に審議すること 及び 非公開について
非公開案件

- 議題27号 県費負担教職員の任免に係る内申について

- 協議事項 令和2年度近江八幡市教育行政基本方針及び重点施策について

審議日程の変更及び非公開 承認

(2) 前回の会議録の承認

1月定例会の会議録

承認

(3) 教育長挨拶および報告

・新型コロナウイルスの対応を日々行っているが、収束の気配が見えてこない。今のところ滋賀県、近江八幡市に影響はないが、今後の学校行事や各課の行事等については、自粛方向にある。近々の行事でいうと、学校保健を語る会、げんきウォークは、中止となった。

今後、卒業式、卒園式があるが、市長、議長、教育委員、地域の自治会の方々等来賓の出席については、自粛をする方向である。本日臨時校長会を開催し、卒業式の出席者は出来るだけ少なく、かつ短時間で行うよう提案する。決定次第、幼児課に依頼し、幼稚園、就学前についても同じ方向で進めていただきたい。

・3月に開催予定の市制施行 10 周年記念式典、岡山幼稚園閉園式も縮小もしくは中止の方向になるのではないかと思う。

・用務員の民間委託については、順調に進んでいる。意欲のある用務員については、引き続きお願いする方向で進めている。

・3月議会が始まり、市民の色々な思いがあるのか、その思いが議員に引き継がれ、教育委員会への質問は、16名の議員により、安土小の建て替え等 30件弱の質問がある(再問含む)。おそらく、今回が一番多い質問の量ではないかと思う。

・子どもたちは、3学期は締めくくりの学期ということで各校とも頑張っている。

(4) 議事

◆議第21号

「近江八幡市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

【事務局説明…学校教育課】

改正内容

昨年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)の一部改正が可決された。それを受け、令和2年1月17日に、文部科学大臣が、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示した。これは、以前はガイドラインだったものが指針になったものである。

その指針には、教育委員会が講ずべき措置として、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を教育委員会規則等において定めることとあるため、また、上限方針の実効性を高めるため、県で条例等の制定を2月議会に行ったことを受け、市においても4月

から施行するために所要の改正を行うもの。

改正の内容は第 23 条に、教育職員の在校等時間の上限方針を追加する。

- ・時間外勤務時間について、ひと月 45 時間以内、1年 360 時間以内にする事。
- ・上限は 45 時間としているが、生徒指導等一時的又は突発的な超過勤務については、ひと月 100 時間未満、1年 720 時間まで可能とする事。

また、連続する複数月(2~6か月)の平均時間外勤務時間は 80 時間以内かつ時間外勤務時間 45 時間超えの月は年間6か月とする事。

【質 疑】

○八耳委員

国から指針を定めるようにという意義は分かるが、まだまだ残業がある中で、実際スムーズに進めていくことは可能なのか。本当にこの時間がクリアできるのか。逆に、これにより学校を窮屈にしてしまうのではないか。本市の教職員働き方改革推進委員会と、この規則とリンクしていかないのではないかという心配がある。

また、45 時間は分かるが、一時的に 100 時間可能というその差が大きすぎないかと思うところもある。

4/1からスタートするにしても、教職員働き方改革推進委員会とうまくリンクしていきような方向で進めてもらいたい。

○学校教育課

法の整備をしたからといって、実態が伴うとは思っていないが、少しでも実態が伴うものとなるよう取り組んでいきたい。国が法律を改正、国からは3月までに改正するよう指示があり、県は、条例を定めるという法の整備を行った。それらを受け、市としても規則の改正を行う。ただ、罰則等があるわけではないので、あくまでも目標になるが、そこを目指し、先生が生き生きと働いていけるような施策をしていきたい。教職員働き方改革推進委員会や作業部会等で現場の先生の声聞きながら取り組んでいきたい。

時間数については、教職員だけでなく、市役所職員についても 45 時間と 360 時間の上限は同じであり、100 時間という基準が定められている点についても同じである。だからといって、この時間まではしてもよいというベースにならないようにはしていきたい。

○教育長

給特法が変わり、閑散期を活用して、繁忙期の業務が賄えるように平準化せよとのことだが、毎日の業務はあり、家庭の事情があり、短絡的にできるものではない。かといって、昭和の教育のように頑張っって働けという時代でもない。でも、目の前の苦しんでいる子どもを放っておくわけにもいかない。そのため、あくまでも目安である。

○八耳委員

単位変形労働時間制になるということか。

○学校教育課

今回の改正は第7条関係の上限時間のみの改正である。来年度、県では変形時間労働制として、繁忙期を閑散期に時間を付け換える等の条例を作っていく方向ではあるが検討段階である。市としても県の動向を見ながら検討していく。

勤務時間ばかりを縮減しようとする、持ち帰り時間が増えるという心配も出てくるので、実態が伴ったものになるよう取り組んでいきたい。

○教育長

中学校の部活動の時間は、時間外勤務時間にあるため、部活動がネックになると思う。また、滋賀県では、平日の授業がある時間に中体連があるが、これについても、今後検討していかなければならないと考える。

【採決】

議題21号 可決

※議第22号及び議第23号は、関連性があるため一括して審議することを提案 承認

◆議第22号

「近江八幡市適応指導教室事業実施要項の一部改正について」

【事務局説明…学校教育課】

改正内容

適応指導教室の対象者が不明瞭であるため、「近江八幡市内の小・中学生」を「近江八幡市在住の小・中学生」に改めるもの。

◆議第23号

「近江八幡市ホームスタディ事業実施要項の一部改正について」

【事務局説明…学校教育課】

改正内容

ホームスタディ事業の対象者が不明瞭であるため、「近江八幡市内の小・中学生」を「近江八幡市在住の小・中学生」に改めるもの。

【質 疑】

○八耳委員

市外に通学の子どもたちも対象であることが明記されたということか。また、周知の方法はどうなるのか。

○学校教育課

今までも近江八幡市内の小中学生ということで、市外に通学している県立学校の生徒が利用されたことはあった。

市内の学校に通学なのか、市内に在住なのかという点で曖昧だったため、在住とすることで、市外の県立学校や私立学校に通学している子どもが含まれることが明確になった。また、特別支援学校等を利用されている子どもも対象となる。

逆に、他市から近江八幡市へ通学している子どもについては、在住している市がそれぞれ持っている適応指導教室を利用していただくことになる。周知は、ホームページや各学校に対して行う。

○部長

以前、彦根市から沖島小に来ていた児童がいたが、今後、そのような児童がいた場合は、彦根市の適応指導教室を利用するというのでよいか。

○学校教育課

教育研究所とも検討したが、どの市でも適応指導教室や不登校支援の体制は整っているので、在住している市で対応するのが望ましいとの判断となった。

○教育長

市内在住というところで、お願いしたい。

【採決】 採決は1号ずつ行う。

議題22号 可決

議題23号 可決

※議第24号及び議第25号は、関連性があるため一括して審議することを提案 承認

◆議第24号

「近江八幡市立健康ふれあい公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

【事務局説明…生涯スポーツ課】

資料の差し替えあり。

前回、条例の改正案を提案していたが、関係課、関係機関との調整が出来たため、今回提案する。

改正内容

近江八幡市立健康ふれあい公園において、クラブハウスが令和2年4月1日から供用を開始することに伴い、使用の申請にその追加を行うもの。

◆議第25号

「近江八幡市立健康ふれあい公園の管理運営に関する要綱の一部改正について」

【事務局説明…生涯スポーツ課】

改正内容

近江八幡市立健康ふれあい公園において、クラブハウスが令和2年4月1日から供用を開始することに伴う追加、条ずれ及び文言の修正を行うもの。

【質 疑】

○八耳委員

差し替えはどこが変わったのか。

○生涯スポーツ課

総務課の指摘により、「平成29年教育委員会規則第1号」を「平成29年近江八幡市教育委員会規則第1号」とした。

【採決】 採決は1号ずつ行う。

議題24号 可決

議題25号 可決

◆議第26号

「令和2年度予定の近江八幡市文化財保護事業について近江八幡市文化財保護審議会に意見を求めることについて」

【事務局説明…文化観光課】

資料の差し替えあり。

現在、年度当初開催で日程調整を行っている審議会で、平成31(令和元)年度報告及び令和2年度予定の近江八幡市文化財保護事業(修理内容や文化財保存活用地域計画の取組予定等)について、意見を求めることに先立ち、教育委員会に諮るもの。詳細は資料のとおり。

ただし、資料について再度訂正が必要な箇所あり。

伝統的建造物群保存地区事業(資料2ページ)の事業番号1における保存計画番号 306 は 305 に、事業番号2における保存計画番号 307 は 306 に訂正をお願いしたい。

また、指定文化財(資料1ページ)の浄厳院防犯カメラの詳細が放水銃BOXとなっている。これも併せて訂正をお願いしたい。

浄厳院にかかる訂正は、参考資料の一部であるが、議案書の訂正との見解をされれば、議案書の訂正との扱いから否決も然りと受け止めており、その際には、次期以降の定例会でもう一度諮らせていただく。

ただ今の訂正と後日の差し替え対応での了承を含めて、ご審議をいただきたい。

【質 疑】

○教育長

訂正箇所については、後日訂正したものを提出していただく。

【採決】

議題26号 承認

●協議事項

◎令和2年度近江八幡市教育行政基本方針及び重点施策について（非公開）

教育総務課から説明後、所属別重点目標については説明。

各課、指摘箇所や文言等を見直し、3月の定例会で最終諮る。

◎近江八幡市通級指導教室の設置等に関する要綱の制定について

【事務局説明…学校教育課】

資料に基づき説明。

これまで内規として定め、それに基づき運用してきたが、通級指導教室の設置状況や運営の様子について、現状と内規との間に不一致が生じている。そこで、本市の通級指導教室の設置・運営が適正に行われるよう、内容を改め、新たに要綱として制定したい。要綱として告示することにより、当該児童生徒にかかる支援者および支援機関が、本市の通級指導教室の設置・運営に関する情報を共有することができるというメリットがあると考え。制定内容は資料のとおり。

現状との不一致については、主に3点ある。

①内規には「特別支援学校の小学部もしくは中学部において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める」とあるが、現状では、特別支援学校での指導は実施していない点。

②内規には通級指導の開始や終了に際して、「通級指導教室運営委員会の意見を聴取する」とあるが、現状では、支援者に関する資料の確認、事前の通級指導担当者による相談や観察の内容の聴取、専門家への諮問等により、児童生徒の実態把握をした上で、通級指導担当者会で協議を行っている点。

③内規には「市教育委員会は、該当児童または生徒にかかる教育課程の編成について、協議を行う」とあるが、現状では、在籍校と通級指導校が協議して編成し、市教育委員会に提出。市教育委員会はその内容を精査し取りまとめ、県教育委員

会へ報告している点。

その他、現在、さらなる支援の充実に向けて、桐原東小学校に通級指導教室の新設を県教育委員会に申請中である。3月上旬～中旬に新設の可否が分かる。新設が叶った場合には、第2条(名称及び位置)と第3条(通級区域)の記載内容に追加するため変更が生じることが予想される。

また、第3条中にある私立及び県立の小中学校に在籍する者への具体的な対応については、利用希望や相談があった場合、当該の小中学校や保護者と協議を行い、住んでいる場所や家庭の状況等を考慮に入れながら、利用の在り方について検討することを考えている。

今回の意見をもとに、加筆・修正した要綱を3月の定例会で議案として改めて提出する。

◎近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業について

【事務局説明…図書館】

追加資料あり。

資料に基づき説明。

近江八幡市立図書館(近江八幡館・安土館)では、両館合わせて年間約12,000～13,000冊の除籍処理を行っている。その後、除籍図書は、市内にある作業所へ古紙として無償で提供しており、提供後については関知していないのが現状である。市民からは、いらぬ本を売ってくれないか。もらえないか等、時々お尋ねがある。また、近江八幡図書館20周年事業では実行委員会による講演会を開催したが、その後は図書館にお金がないので聞きたい講師を呼べない、自分たちで何とかできないかという団体もおられる。

そこで、除籍図書のうちリサイクルできるものについて市民活動団体に無償で渡し、市民活動団体が安価で図書を販売、その販売して得た収益金を図書館と連携した事業、例えば、講演会や講座等を開催していただき、市民に還元するといったリサイクル事業を行いたいと考えている。

この事業の目的については、「近江八幡市立図書館資料除籍基準」に基づき除籍処分した図書等を市民自らが提案した事業として活用することにより、「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」に謳われている市民が市政に参画する機会を設け、その受益を広く市民に還元することである。

法律的観点、行政的観点からは、「近江八幡市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に第6条に公益上の必要に基づき、公共団体に物品を譲渡するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。謳われているため、問題はない。

この条例だけでなく、除籍本を無償譲渡することについては、総務課並びに弁

護士への相談にて、「問題ない」との見解を得ている。

古物商の許可等についても県の生活安全課の確認を得ている。

他市町の状況については、県内では東近江市立八日市図書館「風倒木」において、市民団体「人と自然を考える会」が図書館の除籍本を安価で販売、その収益金で図書館利用者の憩いの場としてのコーヒーの提供や、環境問題の講演会や展示を行う等、環境保全の啓発を行う事業を実施している。

県外では豊中市が同様の事業を行っており、阪南市においても、その収益で幼稚園等に絵本のプレゼントをされている。

今後の予定としては、3月の定例会で、この事業に伴い、「近江八幡市立図書館の管理及び運営に関する規則」を一部改正する議案及び「近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業実施要綱」を新規制定する議案を提出する。

また、「近江八幡市立リサイクル資料を活用した市民提案事業における選考基準」についても、協議していただきたいと考えている。

その後、5月に市民活動団体の募集公告、6月に図書館協議会にて団体の選考を行い決定、7月から事業を開始する。

◎令和2年度図書館休館日について

【事務局説明…図書館】

資料に基づき説明。

- ・4月と12月の館内整理日の変更。
- ・5月の連休の休館についての変更。

変更の理由としては、

①5月の大型連休は観光客が近江八幡館の駐車場を利用するため、本来の利用者駐車できず、苦情等の対応に追われるため。

②連休期間の利用は通常の日と比べ、比較的利用が少ないため。

③図書館職員は、通常連続した休暇が取得できないため、働き方改革の観点からも市民サービスにあまり支障が出ない時期に取得したいため。

- ・システムメンテナンスに関する休館を6月と令和3年1月に実施する。

【質 疑】

○教育長

5月の大型連休については、休みが両館ともに1日ずつ増えたということよろしいか。

○図書館

そのとおりです。

●報告事項

◎「近江八幡市教職員働き方改革について」

【事務局報告…学校教育課】

資料に基づき報告。

今年度の教育行政基本方針の柱の1つでもある教職員の働き方改革の現状と次年度の方向性について報告。

令和1年5月～令和2年1月までの超過勤務時間をまとめた。

小学校で月45時間超えの教員は全体の47%。中学校は60%。

過労死ラインと言われている月80時間超えの教員の割合は小中学校合わせて月平均10.4%で、前年度より1.4%減少している。特に中学校(4中学校)だけで見ると、80時間超えの教員の割合は前年度24%だったが、今年度18%まで減少している。これは、部活動の指導方針の少しずつ浸透し、改善が図られてきているものと分析している。

また働き方改革の成果としては、今年度からの校務支援システム導入により業務の効率化が図れたことは、現場からも聞いている。また、スクールサポートスタッフや特別支援教育支援員の増員を合わせて行ったことも成果として考えている。

働き方改革については、近江八幡市教職員働き方改革推進委員会と現場の先生に入っていただく作業部会により進めてきたが、近江八幡市教職員働き方改革推進委員会からの4つの提言をいただいている。それに対する具体的な対応については、
・今年も4月に教育長名で保護者向けの理解を求める文書を配布した。これが非常に有効で、学校としての意識、保護者の意識が変わってきた。しかし、地域やスクールガード等まだまだ理解を得ながら進めることが必要なため、啓発範囲等を広げながら、取り組んでいきたい。

・ビルド&ビルドにより仕事が増えることの改善策としては、学校評価(1・2月)のこの時期に、働き方改革の視点で学校の業務を削減していくよう校長会とも連携しながら各校に取り組んでもらっている。

・市教育委員会としても、人的、物的、予算的支援を行うということで、特別支援教育支援員やスクールソーシャルワーカーなど様々な支援の方の予算措置をし、県にも定数改善を教育長から求めていただいている。

・勤務時間が客観的に把握できるタイムカードについては、未導入ではあるが、ICTの活用やタイムカードの利用についても、個人の申告だけでは客観性に乏しい部分があるため、教育総務課とも相談しながら進めたい。

・1年単位での変形労働時間制ではなかなか難しい部分があるということは認識しているので、県や国にも要望していきたい。国も色々な取組をし、3年毎に調査し、給特法の改正も検討していくということである。

45時間を上限とすることについては、2月の校長会で説明した。今後は実行に移していけるよう取り組んでいきたい。部活動の終了時間、閉門時間等も含め細かな部分

については、校長会で協議しながら、進めていきたい。

◎「令和元年度近江八幡市子ども文化芸術賞」受賞者・受賞団体について」

【事務局報告…文化観光課】

資料に基づき説明。

「飛び出し坊や」の盗難により再度制作していただき、地域貢献していただいたことに伴い、子ども文化芸術審査会特別賞として、安土中学校の美術部が受賞した。

表彰式は3月28日(土)に開催予定。それに伴い、13日(金)～市役所1階ロビーにて作品展示する。

受賞校が偏っていることについては、その学区にある絵画教室がコンクールに出展、優秀な成績を収めた子どもが多かった結果、偏った。他校の意識が低いといったことではない。ちらしにある受賞者の敬称の略については、ちらしの変更が可能であれば修正、対応する。表彰式については、広く周知し、受賞関係者だけの来場とにならないように開催したい。

—関係所属長以外 退席—

【議案】

◆議第27号

「県費負担教職員の任免に係る内申について」(非公開)

関係所属長から説明。

【採決】

議題27号 承認

—退席所属長 着席(11:20～)—

8. その他

来年度の定例会開催年間予定配布等。

9. 閉会 教育長が2月定例会の閉会を宣言